



現場から考える フリーランスの労働問題

ウーバーイーツユニオン/ヨギーインストラクターユニオン/ヤマハ音楽講師ユニオン

2021年
3月5日(金)
16:30~18:00

衆議院第一議員会館
第3会議室

登壇者

土屋 俊明 (ウーバーイーツユニオン 執行委員長)

埜 律子 (ヨギーインストラクターユニオン 執行委員長) 他



オンラインでもご参加いただけます。URLもしくはQRコードより
事前予約ください。 <https://forms.gle/Y4f4PTLBSkZmxDr9>

2020年7月17日、成長戦略実行計画が閣議決定され、「多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大」を受け、「個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。」、「フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討する。」とされました。

この閣議決定を受けて、2020年12月24日、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)が示されました。

しかし、ガイドライン案においては、「規約の変更による取引条件の一方的な変更」等についての言及はありますが、事業者による一方的な契約終了等について言及されていません。

フリーランスは、実態において労働法上の「労働者」と判断されない場合、労働法の保護を受けられないために、契約の終了場面においても一切保護がありません。そのため、働く現場においては、一方的で不合理な契約解除等が発生しています。

また、閣議決定では、労災保険の「特別加入制度の対象拡大等について検討する。」とされていますが、フリーランスの働き方によっては発注事業者に対する高度の従属性が認められる場合があり、これを特別加入で済ませようとすることは不適切であると考えます。

このような現場の声を伝え、フリーランスが安心して働ける環境を考えるため、私たちフリーランスの労働組合でシンポジウムを開催します。